平成２４年（フ）第３２８号
相模原市緑区根小屋2782番地６
債務者　元木　久一
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木敏尚
4　破産債権の届出期間　平成24年９月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月11日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３２９号
相模原市緑区根小屋2782番地６
債務者　元木　文子（旧姓芦川）
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木敏尚
4　破産債権の届出期間　平成24年９月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月11日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第９９８０号
神奈川県座間市ひばりが丘３丁目57－Ｂ－608
債務者　新妻　　聡
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新保　勇一
4　破産債権の届出期間　平成24年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１４５３号
札幌市東区北28条東10丁目３番28号　リュベロン202号
債務者　尾崎　明美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５６１号
札幌市南区澄川１条１丁目１番２―912号
債務者　長谷光希子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５９３号
北海道江別市文京台南町３番地の５　アカシア参番館201号室
債務者　二宮　孝文
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６１３号
札幌市東区北24条東16丁目３番７号　パークヒル24―106号
債務者　石井二千男
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６７２号
札幌市北区北26条西17丁目３番11―301号
債務者　加藤　英人
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７１２号
札幌市中央区南２条東２丁目５番地　コーポハシモト1003号
債務者　畦内　　瞳
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７５５号
北海道北広島市大曲緑ヶ丘５丁目９番地８　佐藤マンション203号
債務者　佐々木亮範
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７７８号
札幌市西区西野１条２丁目８番10号　ウエストフィールド205号
債務者　藤井　雅之
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７９５号
北海道北広島市大曲緑ヶ丘５丁目９番地８　佐藤マンション203号
債務者　佐々木奈々
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８２８号
北海道千歳市末広３丁目２番６号
債務者　三条　香織（旧姓島）
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８３０号
北海道石狩市花川南２条５丁目34番地１　丸三マンション202号
債務者　寺下　富雄
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８４９号
札幌市白石区南郷通16丁目北２番22号　トロピカルハイツ南郷Ｂ―402号
債務者　小林　洋一
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８６９号
札幌市東区北22条東15丁目４番12―208号
債務者　築紫　洋子（旧姓兼田）
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８７７号
札幌市豊平区月寒東３条９丁目１番11号　フローラ月寒Ａ－６号
債務者　荒山多功人
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部